

建設委員會議録第三十八号

昭和二十七年五月三十日(金曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 松本 一郎君

理事内海 安吉君 理事鈴木 仙八君

理事村瀬 宣親君 理事前田榮之助君

逢澤 寛君 淺利 三朗君

宇田 恒君 上林山榮吉君

瀬戸山三男君 高田 弥市君

藥師神岩太郎君 増田 連也君

出席政府委員

通商産業事務官 松田 道夫君

(資源庁鉱山局長)

委員外の出席者

議員 遠藤 三郎君

井出 成三君

土地調整委員会委員 太田賢治郎君

参考人(伊東市長) 渡邊 貫君

参考人(理学博士) 眞男君

衆議院法制局参事(第二部長) 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

専門員 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

五月二十九日

災害復旧事業の財政措置に関する陳

情書(岡山県議會議長峰谷初四郎)

(第二〇八五号)

公共土木施設災害復旧事業費国庫負

担法一部改正に関する陳情書(岡山

県議會議長峰谷初四郎)(第二〇八六

号)

河川の水利用許可可確の国に移管反

対に関する陳情書(高知県議會議長

横山徳郎)(第二〇八七号)

道路整備特別措置法制定に関する陳

情書(全国市長会会長金刺不二太郎)

(第二〇八八号)
道路の整備改善と舗装促進に関する陳情書(東京都議會議長菊池民一外七名)(第二〇八九号)
渭南、幡西地区県道整備補充に関する陳情書(高知県議會議長横山徳郎)(第二〇九〇号)
駐留軍用英調達に関する陳情書(経済団体連合会会長石川一郎外一名)(第二〇九一号)
を本委員会に送付された。
本日の會議に付した事件
伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案(遠藤三郎君外九名提出、衆法第五七号)

○松本委員長 これより建設委員会を開会いたします。
本日は、伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案、遠藤三郎君外九名提出、衆法第五七号を議題といたします。前会に引続き、質疑を続行いたします。
本日は本法案につきまして、参考人として、伊東市長太田賢治郎君、理学博士渡邊貫君、以上二名の方がお見えになっております。
この際参考人の方にごあいさつ申し上げます。本日は御多用のところ、お招きいたしましたところ御出席ください。御案内のごとく、本委員会におきましては、本法案につき慎重に審議いたしましたのであります。御意見を拜聴の貴重な御経験によつて御意見を拜聴

し、審議の参考にいたしたいと存じます。つきましては、本法案につき御意見の御開陳をお願いいたしたいと存じます。
まず伊東市長太田賢治郎君よりお願いいたします。
○太田参考人 伊東市長太田賢治郎でございます。伊東において飯山を掘らせるか掘らせないかという問題につきまして、土地調整委員会の御活動となり、最近において禁止区域を決定していただいたのであります。調整委員会が伊東市のために非常に好意を寄せてくださったことは感謝するところであります。しかしながら、市の希望するところとびつたり合致したわけではなく、もう少しと思つたところが除外されておるといふ次第でございます。除外された区域すなわち非禁止区域におきまして、飯山掘り業者が出願した場合、ただちに許可がとられるのであります。しかしながら、土地調整委員会においては、念書をもつて飯山掘りその他に對し、将来禁止区域以外について出願する者があつたときは、温泉文化都市法の精神にかんがみて、慎重に配慮していただけるようにという念書がついておられますけれども、念書においては、法律ほどの力がない。私もぜひ文化都市を守るために、法律の裏づけをほしいのであります。私は静岡県の選挙区第二区に属しております。そこで政党政派を超越して、第二区から選出された五人の国会議員の方にお願ひし、なおかつ静岡お県以外の方も御賛助

だすつてごうい改正案を御提出をしてください。まことにありがたいと思つております。ぜひこの改正案を委員会にお認めくださるようお願いいたします。参考に京都の文化都市法を見ますと、りっぱに裏づけがしてございます。だから京都ばかりを保護されずに伊東もまた保護にあずかりたいという趣旨で、お願ひをする次第でございます。土地調整委員会の念書に對しては、非常に感謝しておりますけれども、それは力足らずと思つておるもので、ごういことになつたのであります。われわれはこの法律を改正することをお願ひすると同時に、市自体におきましては、今後いかにするかの問題で、温泉対策委員会というものをただちに設定しております。そして禁止からはずれた区域の奥野という部落におきまして、相当の金をかけて温泉を試掘しようと思つております。それは禁止区域の外であります。どうして奥野という部落で試掘するかというと、戦時中である人が掘りかけたけれども、戦時中でありましたから資材がなくて掘りかけたままになつております。そこはだれが見ても、きつと温泉が湧くであろうということ、第六感でみな感じております。そこを掘つてみよ。相当の金がかかりますけれども、将来の問題を含めて、近くそこを掘ろうと思つておるところであります。そこでわれわれが必ず温泉があるだろうと信ずる所が禁止区域の外にはずれておる。しかしながら、もう一べん土地調

整委員会の活動を願うということは、できないと聞いております。委員会の決定は最終のものであるということをお聞いておりますから、調整委員会をおずらわすのでなしに法律の裏づけをしていただきたい。従つてごういことをあわせて御審議を願つておる次第であります。ぜひとも提案者の御説明があつたと思ひますが、その趣意に基いて委員会を通過して下さつて、なほ本會議においても通過できますように御盡力あらんことを切にお願ひする次第であります。なお御質問に依じてお答え申し上げますから、よろしくどうぞ。
○松本委員長 次に理学博士渡邊貫君に御意見を拜聴いたしたいと思ひます。
○渡邊参考人 私のこの伊東の水源地問題並びに温泉に関する知識経験というものは、ちよつと私の経歴から申し上げないといけません。私は大正十二年に丹那トンネル工事中に見まして、三年間丹那トンネルに従事して、三年間丹那トンネルの近所を歩いてよく見ました。その後伊東線の工事で宇佐美トンネル、これは非常に難工事でありましたが、これも私は非常に難工事でありましたので調べました。その後伊東の町役場から頼まれました。伊東の水源地にボーリングをやるとか、坑道を掘鑿する問題について調べてくれということ、昭和十三年でしたか、調べました。そういうことからいいたしまして、先般土地調整委員会に出て話をし

きましては、温泉法によつて、温泉湧出の目的以外の土地の探掘について、温泉保護のために制限が加えられることになつておるのであります。温泉法第十一條の温泉保護によつて、今問題とされておる問題を何か処理されようとしたことがあるのであります。どうか。またそれでは不適当ならば、どういふ点が不適当なのか、こういう点について市長さんの御意見をちよつとお伺いしたいと思います。

○太田参考人 お答えいたします。ただいまの御質問、無理からぬことと思ひます。私もこの問題が始まつて以来、温泉対策審議会というものを設置しております。それに先だつて、御側におきましては温泉審議会というものがあつて、新規出願するものに対して、また修繕を申し出るものに対して、一々審議会がこれを調査いたしました。三馬力の出願をしておられるけれども、それはいけないから一馬力に遡慮してはどうであるかとか、導管はめ方が悪いからこうしたらどうだろうかというふうな決定を、審議会が下しております。しかしながらその際にある審議会だけでは、私も伊東市としてはこれを不足と考えまして、なお専門的の知識をそれに注入して対策を考えたいと思つております。現在は八百くらしい温泉の数がありますが、現にその中で生きて使つておられるのが四百余りありますけれども、非常に濫掘の結果、実は困つておる。年々温泉の水位が下降いたしました。以前には二十間が出たものが今度は三十間、五十間だんだん深く穴を掘つて行かなければ出ないというところは、濫掘の結果に相違ない。上諏訪においてもまた同じよう

な現象でありまして、先ごろ市長会で、上諏訪の市長さんが、伊東もお困りでしょう、私の方も困つておりますから、共同して対策を考えましよう。ごもつともなことであります。現に伊東におきましては、市において温泉に対する管理権も何もないのでございませう。それはだれが持つておるかといふと、伊東温泉組合というものが管理権に近いものを持つております。私もそれを市に渡してもらいたい。温泉組合もまた将来の利害を考えて、なるほどそれは市でやつてもらう方がい

だらうといふことになつております。現にその調査も進行中である。緊要なところは市の費用をもつて掘りもする、またある場合にも、現に使つてい

るものもとめてもらわなければならぬといふような問題が出るのであります。将来にわたつての対策は及ばずながらいたしておることを申し上げておきます。

○前田(鶴)委員 今私がお尋ねしたのは今の市長さんのお答えとは違ふのであります。この温泉の濫掘という問題でなしに、温泉法の十一條には「温泉をゆう出させる目的以外の目的で土地を掘さくしたため温泉のゆう出量、温度又は成分に著しい影響を及ぼす場合において公益上必要があると認めるときは、都道府県知事は、土地を掘さくした者に対してその影響を阻止するに必要措置を命ずることができ」第二項として「都道府県知事が、法令の規定に基く他の行政庁の許可又は認可を受けて土地を掘さくした者に対して前項の措置を命じようとするときは、あらかじめ当該行政庁と協議しなければならぬ」と、こうあるの

であります。今このようにことによつて、今の鉱山の鉱山の探掘等を阻止して、そして伊東の温泉を保護しよう、こういうことに努力されたかどうか。この法律が不十分であるという点は、過去においてどういふところにあつたか。こういう点の御意見を伺ひしたわけでありませう。

○太田参考人 聞き違へて申訳ありませんでした。温泉法の第十一條は「温泉をゆう出させる目的以外の目的で土地を掘さくしたため」といふのであります。現在伊東に行われておる温泉というものは、沐浴するだけのために掘つておられます。「温泉をゆう出させる目的以外の目的で土地を掘さくしたため」、これはちよつと突然でわからぬのでございませう。伊東よりもつと南の方面の熱川とか片瀬といふところは、塩を製造する目的で温泉を多分に使つておられますけれども、伊東では沐浴以外に現在温泉を掘つておる者はなく、将来もそういう他の目的のために温泉をわかつたといふような計画をいたしておる者はないと思つております。十一條のことは突然でちよつと私解釈しにくいのであります。伊東においてその実例はないといふことだけしかお答えができません。

○前田(鶴)委員 もう一度松田さんにお伺ひしたいと思います。今申し上げました温泉法と鉱山法との関係、温泉法で鉱山の探掘を制限ができるかできぬか。これはどういふようにお考えになつておるか、ひとつお聞かせを願ひたいと思ひます。

○松田(道)政府委員 お答えいたします。ちよつと御質問の要点をそらす感が初めの方にあるかもしれませんが、

御了承願ひたいと思ひます。鉱業法の関係で、鉱業法は申し上げるまでもなく、ただ単に鉱業の立場のみを考へてゐるのではございませぬので、一般の公益の關係、他の産業の關係、常にいろいろ面からの調整をはかる諸規定がいろいろございませう。その一つといたしまして、出願を許可いたします場合に、事前に都道府県知事の意見を承るといふかつこうになつておられますので、ただいまの御指摘の温泉法の關係でも、両者の間の調和もそれ以前の問題としてできると思ひます。かりに鉱業法の許可がありまして、さらに都道府県知事が十一條でやりにならうといふ場合には、鉱業の制限も温泉法の規定としてできるのではなからうかと思ひます。それで、なお都道府県知事が法令に基いて許可または認可を受けた云々、すなわち鉱業法の中に取りました問題について処置される場合には、行政庁と協議を願ふことになつておられますので、その辺の調和はうまく行ける、温泉法でもそういう処置ができようかと思ひます。

○前田(鶴)委員 今松田さんからの御答弁もあつたわけでございますが、法律的な解釈として、温泉法によつて温泉を保護するといふことがきわめて公益上重大な關係に今なつておると思ひます。願ひ出た者があつて、それが伊東市の温泉に非常な影響があるといふ場合において、温泉法でそれを制限を加えるといふことができるか、できぬか、この点法律的な解釈を法制局の方からひとつお聞かせを願ひたいと思ひます。

○松田(道)政府委員 温泉法の第十一條

は、今前田委員のおつしやいましたような内容の條文でございませうが、これは温泉を掘つてしまつたあとに、土地を掘鑿してしまつた後におきまして、土地を掘鑿した者に対して必要な処置を命ずるといふこととございませう。未然に防止するといふ規定はないのでございませう。三條にございませうけれども、これは温泉を湧出させようとするために土地を掘鑿する場合の規定でございませう。その温泉を湧出させる以外の目的で土地を掘鑿する場合にあらかじめどうしようといふ規定は温泉法にはないので、温泉法は掘つてしまつてからといふ規定でございませう。ただ掘つてしまつてからはあつたまづりになつておるおそれが多分にございませうので、今回のような法案の規定になつておられます。

○前田(鶴)委員 その解釈はおかしと思ひますが、温泉法または成分に著しき影響を及ぼす場合において公益上必要があると認められた場合において云々とあるものであります。もちろんこれは掘鑿したためといふところにはひつかかる御説のようであります。この法律全体をいたしましては、温泉を保護するといふこととあつて、温泉に影響があることは、これは前の渡辺さんのお話によつてもすでに筋道が大体において科学的にわかるわけでありまして、そういう影響があるといふことがわかる地域といふものについて、この温泉法が保護しておらないといふことになると、温泉法に非常な欠陥があるとわれ／＼見なければならぬのであります。そうすると、今松田さんの話によると温泉法自体がその点において欠陥があると、ちよつと思ひ

つきり経済的なりミットというものは
きまらないだろうと存じます。た
まは御承知の通り通貨基金その他の関
係がございまして、大蔵省の買上げ価
格が四百一円というふうになつて
おります。これは生産原価をはるかに
割つている状態でございますので、先
ほどもちよつと申し上げました抜き
りをやつて行かなければならないとい
う現状でございますが、これも御承知
のように金管理法の改正をただいま
会でお願いをしております、政府の
買上げました金のほかは自由販売と
申しますか大蔵大臣が指定される別な
値段で売つてもよろしいということに
法案がなつております。従つて大蔵大
臣が幾らにきめられるかという問題が
さしあたりの問題であると思いま
す。これが六百円になりますかある
は七百円になりますか、あるいは五百
五十円になりますか、五百円になりま
すか、その辺によつて採算ベースとい
うものはかわつて来ようかと思いま
すので、ただちに今何グラムならば採算
が可能であろうかというところはちよつ
と見通しの問題として申し上げたい
のでございますが、現在マイナスの面
を忍びつつ日本の金山で掘つてお
すのは先ほどもちよつと申し上げま
したようにたしか平均いたしまして七
グラムか七グラム二かというところだ
らうと思ひます。

それから先ほど伊東地区の金の鉱床
の状態について私がお答えいたしま
した中で不徹底な感じがあつたかと思
ひますが、十三グラムだとあるいは
三グラムだと一・二というデーター
を申し上げましたが、これはいずれも
大正年間の資料でございますのと、も

う一つはこれは地表のいわゆる露頭と
申しますか、この部分から持つて参り
ましたものを分析した結果でございま
すので、地質調査所あたりの御意見の
ように、この地質の特性からいつて
下部になればなるほど品位が高くなる
特性があるということでありまして、
れば、ここから出て参ります金の品位
がどのくらいになるかということとは
つきりわかりません。従つてた
申しました金の品位は露頭部面でも
ましたもので、さらに試掘その他をや
つてみないとその数字がはつきりい
さないという点を御了承願ひたいと思
ひます。

問題になつております伊東市の区域
内で今日まで金鉱にしろ銀山でもかま
りませんが、どのくらい試掘もしくは
探掘された回数と申しますか、箇所が
ありますかどうか、それを明らかにし
ていただきたいと思います。

第一輯第十六号 建設委員會議録第三十八号 昭和二十七年五月三十日

いたきたいことは、本日は最初から
温泉という目標に申し上げたの
であります、伊東で鉱山を阻止する
目的の一つは温泉ばかりではなくして
水道源、上水源を保護したいという点
をあわせて申告したのであります。調
整委員会でおきめくだすつた禁止地域
には、温泉は出るかどうかからぬけ
れども、上水源のじやまになるという
ために禁止区域にしてくだすつた部分
がたくさんあつて、これはありがたい
こととございまして、当初から温泉とい
う問題だけで出たのですけれども、上
水道のこともお考え願ひたい。先刻私
は奥野という部落を言つて、その方面
には今確かにあるから掘つてみたいとい
うことを申し上げました。また上水
道源を保護する点におきましては禁止
区域の外にある第一、第二、第三の申
田川の水源地がありましてこれを守り
たいのでございまして。地の下を掘れば
水道源に変化を及ぼすことは当然であ
ります。現在指定から漏れた申田川水
源に第一、第二、第三の水源がありま
して、第一の水源は最初県の費用で掘
つたのであります。それは何の目的か
という、御承知でしよう川奈ホテル
にゴルフリンクが二つありまして、そ
こに水がない。そこで申田川から水を
引くために渠工事として掘つたのであ
ります。第二の水源は部落用として掘
つたのであります。第三の水源は国の
費用で掘つてもらつた。それは川奈ホ
テルが進駐軍に接收になりました。現
在の水では足りないからもう一つどう
しろというので、国の費用で掘つた。
ですから申田川の水源第一、第二、第
三はみんな十足という部落で合流して
部落の用水にもし、川奈ホテルの用水

にもし、なおそれを延長して川奈とい
う部落の水源にもしております。私
が鉱山に反対した理由は一つが温泉、一
つは水道源であつたというのを遅
らせでありまして、ついでに申上げ
ておきます。現在市民は非常に動搖し
ております。市の当局の働き方が足
りないから全面的に禁止してもらわ
なかつたというので、市民の不満の声は
非常に大きいのであります。そういう
点をおぼしめしを願ひたいのでありま
す。

問題になつております伊東市の区域
内で今日まで金鉱にしろ銀山でもかま
りませんが、どのくらい試掘もしくは
探掘された回数と申しますか、箇所が
ありますかどうか、それを明らかにし
ていただきたいと思います。

〇瀬戸山委員 私がお尋ねしたいの
は、今日まで掘つたことがあつたかど
うか。また掘つてどういふ結果があつ
たかということ、歴史的に明治時代
からでもかまいませんが、そういう事
実があつたかどうかをお尋ねするわけ
であります。

〇太田参考人 鉱山を掘つた実例はあ
りません。慶長年代に徳川家康の参勤
政策に伴つて、伊豆各地で試掘した
らしいのです。伊東にもその試掘の跡が
数箇所あります。今熱海に属してあり
ます上多賀海岸に近いところでも、慶
長年代に掘つた金鉱の跡だといふこ
ろがあります。けれども伊豆各地を掘
つてみたけれども、結果が悪くて結局
掘地といふところ、これは伊東よ
りもずつと南であります。掘地で大
久保長安が成功したのであります。掘
地金山といふものは今はみなだめ
になつた。東海岸において掘地、西海
岸において土肥——土肥は金山を掘つ
たために、せつかくあつた温泉が現在
枯渇してしまつた。わずかに坑内から
の温泉をもらつておるのです。

〇瀬戸山委員 鉱山局長にお尋ねしま
すが、大正年間からのいろいろな分析

について先ほど御説明があつたので
すが、今日まで試掘の許可をしたこと
があるかどうか、試掘したことがあるか
どうかをひとつ……

〇松田(道)政府委員 ずつと古い話
は存じませんが、現在の状態で申しま
すと、伊東市には鉱業権の設定が一つ
ございまして。これは伊東市が鉱業権者
でございます。それから、そのほかに現
在案件出願中のものがある程度ござ
いまして。それで過去の問題に移りま
して、大正九年の例でございまして、
掘出願を不許可にした例がございま
した。これが先ほどもちよつと申し上げ
ましたように、訴訟問題にまで発展し
た問題であります。私も、私も、私も
の関係で、この地域の温泉、水道とい
う面もひつくるめまして、公益上の関係
その他を十分考えまして、鉱業の價値
があるかないかという点も考へて、い
ろいろ前から不許可処分があるいは許可
処分等を行つて来た事例があると思
ひます。その辺の關係で鉱業権と水道
とのバランスという面からも試掘不許可
が行われたらうと考へておりま
す。

〇邊藤三郎君 関連して……。ただ
い、伊東市がただ一箇の鉱業の試掘権を現
在持つております。これは昭和七年の
こととありますが、試掘が許可にな
りまして、この許可をただちに実行され
てはたまたまといふことで、伊東市民
が非常に戦々きようとして大騒ぎ
をやりました。そこで伊東市として
は、当時の金としては莫大な金を出し
てその鉱業権を買収したのでありま
す。こういう悪いことを伊東市がつけ
ておるわけがあります。その買収した

飲業権がただ一つ今伊東市にある、こういう事情でありますから、御参考までに申し上げておきます。

○松本委員長 これにて質疑は終了いたしました。これより討論に入ります。

○内海委員 本案に関する討論はこれを省略して、ただちに採決せられんことを望みます。

○松本委員長 ただいま内海委員より、討論省略、ただちに採決の動議が出ました。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○松本委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

これより伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案を採決いたします。

本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔総員起立〕
○松本委員長 起立総員。よつて本案は原案通り可決すべきものと決しました。

この際お諮りいたします。本案に關しまする委員会報告書の作成に關しましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○松本委員長 御異議なしと認め、さようとりはからいます。参考人の方々には御多用中まことに長時間終始熱心に審議に御協力願ひましてありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

本日の委員会はこれにてしばらく休憩し、午後当部屋にて委員会を再開いたします。

休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後二時十五分開議

○松本委員長 ただいまより、午前引続き建設委員会を開きます。本日は都合によりこれで散会いたしたいと思ひます。次会は追つて公報で御案内申し上げます。

午後二時十六分散会

〔参照〕
伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案（遠藤三郎君外九名提出）に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

頁	行	削るべきの誤
一	一	
二	一	
三	一	
四	一	
五	一	

第十三回国会 建設委員会 中正誤
衆議院 議録第三十五号